

## はじめに

相続の際に動くお金は、日常の家計で動くお金とはケタが違います。

うちには大した財産がないからもめることはないだろうと思つても、1人あたり数百万円から1千万円単位のお金が動くことになりますので、相続人がきつちりと権利を主張するのは不思議ではありません。普段から親戚づきあいをしていない場合は、その権利主張は徹底的なものになります。

インターネットが普及して、スマホで検索すれば専門的な知識が誰でもすぐ手に入ります。しかしそスマホで得られる情報はあくまでもピントの断片的な情報であり、それだけでは不十分なこともあります。必要な情報を正しく解釈するためには、全体をいろいろな角度から立体的に理解する必要があります。

本書では、情報を点ではなく、関連することを広く知つていただけるようにトラブルの実例を紹介しています。

もめにもめている事案の依頼を受けて、いつも思うのは、故人がこの事態を知つたら、きっと「事前に対策をしていればよかつた」と思われるだろうなということです。実例を通してどんなトラブルが予想されるのかを知つていただきたいと思います。

法律はトラブルを解決するためのルールを定めていますが、必ずしも公平ではないと感じます。法律に振り回されないように上手に活用して、トラブルを事前に回避しましょう。親が生きているうちにみんなで相続の問題を話し合うことができれば、子供たちが親の老いと向き合い、充実した時間をともに過ごせるのではないか。うか。

本書をお読みいただき、近い将来に起ころる相続の問題をタブーにせず、家族で話し合うきっかけにしていただければ幸いです。

はじめに

## 第1章 こんなにある！身近な相続トラブル

**ケース1** 遺言書でもめる① 不動産評価でもめる

不動産評価がやり直しになり、前妻の子供に分割した財産が多すぎたことが判明。返還を打診したら「断固拒否」。相手の対応に徹底抗戦を決意……

12

11

**ケース2** 遺言書でもめる② 更新していなかつた

遺言書を作成後、20年が経過して財産の内容も相続人の顔ぶれもすっかり様変わり。そこに出来奔していた弟が参戦し、総勢28人が大もめ！

18

24

**ケース3** 相続放棄をさせられた！① 家督相続で兄弟が放棄

当然のように長男が全財産を相続する「家督相続」。不満をもちながらも親戚つきあいが終わるのがこわくてどうすることもできない……

24

24

**ケース4** 相続放棄をさせられた！② 借金で親戚一同が放棄

家族経営の会社が倒産。父が自己破産しないまま亡くなつた。倒産から10年もたつてから親族一同で相続放棄をするはめに……

30

30

**ケース5** 財産が土地だけしかない① 売却でもめる

3億円の大邸宅の売却をめぐつて売却するか共有にするかで紛争に。

36

36

**ケース6** 財産が土地だけしかない② 相続人がハンコを押さない

夫と息子が亡くなり、20年も別居していた嫁と孫に財産を相続する権利が発生。住み慣れた自宅以外に財産はないのに「売却して払え」と要求された……

42

42

**ケース7** 家族関係でもめる 前妻の子供ともめる

長年、前妻の子供に高額の養育費を払ってきたのに、自宅の半分の金額を要求された。預貯金もなく、小学生の子供をかかえて途方に暮れる日々……

47

47

**ケース8** 親が要介護になつてもめる①

音信不通だつた妹が急に現れて母の介護を始めた！

53

53

## ケース9

親が要介護になつてもめる②

離婚して実家に戻つて親と暮らしていたら、遠くに嫁いだ姉が急に弁護士を立てて生命保険や預貯金、生活費の援助についても開示を求めてきた

「主婦弁」澤田のメッセージコラム①

裁判所はやさしいところ

## 第2章

### 相続手続き、とにかくわかりやすく教えて！

Q1 誰が相続人になつて、どれくらい相続するのか簡単にわかりますか？

\*法定相続人の順位と割合

Q2 遺留分つてよく聞くけれど、何のこと？

\*遺留分の割合

Q3 相続人が誰もいなかつたら遺産はどうなりますか？

\*特別縁故者とは

Q4 相続は必ずしなければいけませんか？

お金がある場合は支払いを拒否できないの？

\*相続の方法は3種類

Q5 相続手続きをしたいのですが何から手をつけていいのかわかりません！

\*家族が亡くなつたら、相続手続きと各種届け出のスケジュール

Q6 相続について相談したくても相談できる人がいないのですが  
（相続手続きを専門家に頼む）

Q7 相続手続きを頼みたいのですが

どの専門家に依頼したらいいのかわかりません

\*この段階なら、ここに依頼を：

（相続手続きを自分でする）

Q8 相続手続きでいちばん大変なことは何ですか？

Q9 相続財産になるのは、どんなものですか？

\*こんなものが相続財産になります

Q10 相続財産がわからないのですが…

Q11 相続の話し合いはどのように進めればいいですか？

（トラブル編）

Q12 兄が家督相続を主張して親の相続財産について何も教えてもらえないません

\*遺産の開示を求める内容証明例文

Q13 最近亡くなつた親と同居していた妹が

相続財産を使つていてる気がするのですが

Q14 親の遺言書で姉が全財産を相続！

私の相続分はまったく請求できませんか？

Q15 内縁の妻は相続人になれないのでしょうか？

Q16 義父を介護したのですがその分、少しでも義父の財産をもらえますか？  
Q17 兄は親からたくさん資金援助をしてもらつたのに  
相続分が同じなのは納得がいきません

Q18 ほかの相続人から訴えられた！ どうなるの？

Q19 相続はまだですが、兄弟や夫の身内と疎遠、険悪なので心配です

「主婦弁」澤田のメッセージコラム② ハンコは最後の砦！？  
・相続問題相談のチェックリスト

## 第3章 不動産と税金のこと、最低限これだけは知つておきましょう

〈不動産編〉

Q1 財産が自宅しかなくて、兄弟で分割できません  
Q2 土地の名義がまだ祖父のままなのですが変更しなくても大丈夫ですか？  
Q3 不動産を相続することになり、

とりあえず共有にしようと言われたのですが

Q4 不動産を売却、処分するときはどんなことに気をつけたらいいですか？  
〈相続税編〉

Q5 相続税を払わなければいけないのはどんな場合ですか？  
＊相続税のかからない財産

・不動産がある場合のまとめ

## 第4章 遺言書つて必要ですか？

＊おもな相続税の軽減制度

「主婦弁」澤田のメッセージコラム③ 遺言書は死んだら取り消せない

・不動産がある場合のまとめ

遺言書つて必要ですか？

Q1 エンディングノートに遺言を書いておけば

遺言書はなくても大丈夫ですか？

＊遺言書でできること（法的効力）／遺言書で指定できないこと

Q2 遺言書が特に必要なのは、どんな人？

＊遺言書が必要なケース

Q3 遺言書があつても認められないことはある？

＊自筆証書遺言

＊公正証書遺言／秘密証書遺言

＊遺言書の文例（項目別）

＊自筆証書遺言の書き方

＊自筆証書遺言の文例

Q4 遺言書があつたらそのとおりにしなければダメですか？

Q5 本当に遺言書のとおりに実行されるか心配です

Q 6 親に「遺言書を書いて」とは言いにくいのですが

Q 7 遺言書が出てきたら、ますどうするべき?

Q 8 遺言書をつくつたら、もう変更できませんか?

「主婦弁」澤田のメッセージコラム①

子供がない「おひとりさま」は意識が高い

## 子供に苦労させないためにできること

遺言書でできること

相続に関してできること

相続税対策でできること

認知症や寝たきりに備えてできること

「主婦弁」澤田のメッセージコラム⑤ 任意後見契約のすすめ

相続に関する民法の規定が改正されます(2019年以降予定)

おわりに

190

186

183

178

172

168

164

163

160

158

156

153

# こんなにある! 身近な相続トラブル

**不動産評価がやり直しになり、**

**前妻の子供に分割した財産が多すぎたことが判明。**

**返還を打診したら「断固拒否」。**

**相手の対応に徹底抗戦を決意**

矢野美代子さん(仮名) 神奈川県・80歳

前妻の子供ともめないように

遺言書をつくり、万全の備えをしたはずが…

きちんと専門家に相談して公正証書遺言を作成していくも、もめてしまふケースがあります。矢野美代子さんのご主人、慎太郎さんの場合がまさにそうでした。慎太郎さんは、市街地に賃貸マンションをいくつも所有している資産家でした。慎太

郎さんの最初の奥さんは、由美さんという娘を産んだあとすぐに亡くなってしまいました。その後、慎太郎さんは美代子さんと再婚。美代子さんとの間に美希さんという娘がいます。

美代子さんは由美さんをわが子同様にかわいがり、はた目にも仲のよい家族と思われていました。慎太郎さんは80歳を過ぎて、将来相続が起こったときに子供たちが分け方に困らないよう、遺言書をつくることにしました。

由美さんはすでに結婚して、子供が2人います。慎太郎さんを手伝って賃貸マンションの管理にもかかわってきました。一方、美希さんは結婚せずに自由奔放な生活を送っていました。

慎太郎さんは、由美さんに収益性のあるマンションを相続させて、将来の収入を確保してやりたい、妻の美代子さんと美希さんには住む家と預貯金を相続させればよいと考え、日頃からその考えを伝えて、みんな納得していました。そこで税理士を含む専門家にも相談し、相続税対策もきちんと考えたうえで公正証書遺言をつく

り、できる限りの備えをすることに。遺言の内容は「賃貸マンションはすべて由美に、美代子と美希にはそれぞれ自宅と預貯金を相続させる」というものでした。美代子さんは由美さんに遠慮があったので、自分と娘の分は最低限の遺留分（法定相続人に最低限保証されている取り分）相当の額でいいと思つていました。

それからしばらくして慎太郎さんは亡くなりました。遺言書できちんと対策をしているので、もめる要素は何もないはずと誰もが思つていました。ところが、とんでもないことが発覚します。慎太郎さんが所有していた賃貸マンションは、立地もよくて常に満室の人気物件であることから、時価査定をすると相続税評価額の2倍近くの価値があることがわかつたのです。

**不動産評価が違つていた!?  
あげすぎた遺産をどうしようか…**

「きちんと計算してもらつたはずなのに、どうしてこんなに違うのかしら」

と首をひねる美代子さん。じつは、遺言書では賃貸マンションの評価が、相続税の算定方法である「路線価」や「固定資産税評価額」をベースに計算されていたのです。これは相続税の申告をするためには正しい方法。不動産評価が高くなると相続税もたくさん払わなければならなくなるので、時価よりも3割ほど低い評価で計算されるのが普通です。

しかし、各法定相続人の遺留分を侵害していないかを確認するときは、「時価」で計算するのです。マンションの評価額が2倍に査定されたので、相続財産全体の金額も上がり、美代子さんの遺留分の額もふえました。今ままでは遺留分が侵害されていることがわかつたのです。法律では、相続人の遺留分を侵害している場合には、侵害されている分については請求することができ、ほかの相続人がもらいますぎた遺産の中から戻してもらうことになります。

そこで、美代子さんが由美さんに事情を説明したところ、

「えーっ、遺言書に書いてあるのに、どうして余計なお金を払わなければいけない